

この度は、弊社物件をご紹介いただきありがとうございます。
ご契約をご希望の場合は、メールまたはFAXにて提出書類一式をお送りください。
また、下記の注意事項をよくご確認くださいませよう願ひいたします。

入居申込書類（法人用）

	書類内容	提出書類
P.1	本紙	
P.2	承諾事項・個人情報の取り扱いについて	○
P.3	JIDトリオン賃貸保証委託申込書 ※入居者欄が足りない場合はコピーして記入してください	○
P.4	賃貸保証委託約款	
P.5	プレゼント保険(リビングサポート保険) 入居者補償制度のご案内	
-	法人様の 会社謄本(発行から3か月以内)	○
-	入居者様の 写真付き身分証明書(表裏)のコピー	○

◆申込・審査に関する注意事項

- ・弊社では、お問合せ段階での部屋止めは行っておりません。
- ・審査必要書類一式がそろった順で受付いたします。
- ・審査内容に関するお問合せには、お答えできません。
- ・法人包括保険(火災保険)がある場合は、関連書類(コピー)をご送付ください。
- ・駐車場お申込みの場合、空き区画は事前にお問合せください。

◆書類送付先・お問い合わせ先◆

NISSHINBO

日清紡都市開発(株)大阪支店

Tel : 06-6241-8300

Fax : 06-6241-8301

Mail : ntk-osaka@nisshinbo.co.jp

★営業時間：平日10：00-16：00／休業日：土日祝

受付後、担当からご連絡をさせていただきます。2営業日以上連絡がない場合は大変恐れ入りますが、お電話にてお問合せいただきますようお願い申し上げます。

承諾事項

【入居申込について】

この度は弊社募集の賃貸借物件にお申込みを頂きまして、誠にありがとうございます。
お申込みにつきましては、下記内容を十分にご確認の上、ご理解下さいます様宜しくお願い致します。

- ご希望のお部屋の申し込みに当っては、弊社指定の申込用紙に必要事項をご記入の上、ご提出下さい。
- 申込書記載の内容が事実と相違又は、虚偽の内容が判明した場合、如何なる理由でもお断りさせていただきます。
- 審査の結果入居をお断りする場合がございます。審査結果理由はお答えできません。
- お預かりした個人情報の取扱は右記の通りとさせていただきます。

【申込必要書類】

申込者:顔写真付身分証・在留カード+収入証明書(住民税決定通知書 or 課税証明書)

申込書(必要事項記入済み)と申込必要書類の到着確認後、申込受付となります。

【プレゼント保険について】

- プレゼント保険付き物件は当社が住まいに関する保険(借家人賠償特約付火災保険)を付保しております。
本申込書同送の案内と入居契約時にお渡しする「リビングサポート保険 入居者補償制度」の案内冊子を必ずお読みになり、補償内容等についてご確認ください。
なお、本制度適用に伴う申込人様および入居者様の保険料負担はありません。
- 本制度適用物件は貸主または管理会社が当社より変更となった場合、その変更日をもって保険は終了します。

申込日: 年 月 日

日清紡都市開発株式会社 殿

私は上記、承諾事項を確認し同意の上、物件の入居申込を致します。

申込人 氏名 _____ 印

仲介会社

住 所

社 名

印

連絡先

担当者

個人情報の取扱について

日清紡都市開発株式会社(以下、「当社」といいます。)では、お取引に伴い、お客様の個人情報をお預かりしております。ご提供いただく書類などに含まれる個人情報の管理については、個人情報保護に関する法律に従って対策を講じ、適切な取り扱いと保護に努めます。つきましては、下記内容をご理解いただき、ご同意の上で個人情報を提供くださるようお願い致します

(個人情報の利用目的)

- ご提供いただいた個人情報は、下記の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用致します。これら以外での目的で利用する際には、改めて利用目的をお知らせし同意を得た上で利用します。
 - 不動産の売買・賃貸及びその仲介並びにその連帯保証等に関する申込・契約等における本人確認及び信用調査
 - 不動産の売買・賃貸及びその仲介並びにその連帯保証等、または不動産の運営管理に関する契約締結(その準備も含む)並びに当該契約に基づく役務の提供
 - 各種損害保険、保証会社による保証などに関する事務代行業務
 - 上記①乃至③の利用目的の達成に必要な範囲での、個人情報の第三者への開示・提供
 - 上記①乃至③の利用目的の達成するための郵便物・電話・電子メールなどによる連絡
 - その他、上記に付帯または関連する業務

(個人情報の共同利用)

- ご提供いただいた個人情報は、以下の通り共同利用することがあります。尚、共同利用の対象となる個人情報は、下記の目的を達成するために必要となる項目に限ります。
 - ご入居の不動産に関し、当社にて行う不動産運営管理及びそれに関連する業務並びに役務の提供を目的とした個人情報の共同利用
 - 弁護士・司法書士・税理士・建築士・不動産鑑定士等の専門家から相談・助言等のサービスを受けるための当該各専門家との共同利用
 - 上記の他、当社の事業目的の範囲内で各種契約の締結及び履行・取引・工事その他サービスの提供を目的とし業務提携先会社との共同利用

(個人情報の第三者提供)

- 当社では以下の場合に、いただいた個人情報を第三者へ提供することがあります。但し、その場合、当該第三者に対しても、個人情報の管理に対し当社同様の義務を課すものとします。
 - 不動産の売買・賃貸及びその仲介並びに連帯保証等に関する申込・契約等における信用調査または不動産の運営管理を目的とする、当社の指定する保証会社及び当該不動産の賃貸人・所有者等の権利者への提供
 - 不動産の譲渡・担保提供などの処分に関連する各関係者への提供
 - 予めご本人の同意をいただいているとき
 - 法令に基づく場合等、個人情報保護法に定める、本人の同意を得なくても第三者提供が認められる場合の第三者への提供

(個人情報ご提供の任意性の確保及び当該情報を提供しなかった場合の結果について)

- 当社に対し個人情報をご提供頂くか否かについては、お客様の任意です。但し、当該個人情報はと取引に必要な情報であり、ご提供いただけない場合は当社とお取引いただけない場合がございます。予めご了承ください。

(成約に至らなかった場合の個人情報の取り扱いについて)

- 個人情報をご提供頂いた後、当社とお客様との間での取引が成立しなかった場合には、お預かりしたすべての情報を当社にて廃棄させていただきます。

(個人情報の開示・訂正等)

- ご提供いただいた個人情報は、開示対象個人情報です。個人情報のご本人には、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去、及び第三者への適用の停止などの請求する権利があります。このご請求をいただいた場合、ご本人であることの確認を行って、適正に対処します。

(個人情報管理及びお客様の個人情報についてのお問い合わせ先)

- 日清紡都市開発株式会社
住所: 〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-19-1 TEL:03-3356-2481

賃貸保証委託申込書(法人用)



お客様がお申込される会社名

日本賃貸保証株式会社
千葉県木更津市羽鳥野6丁目2番地4

私(お申込者)は、別に定める「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。



サインまたは印

FAX送信先: 03-5620-2910 (審査部門)

審査確認専用ダイヤル: 0120-182-561

※SMSにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

代理店様は青枠内の項目をご記入ください。

申込内容等	物件用途	住居用			その他の場合	
	フリガナ		号室		〒	
	物件名称			所在地		
	家賃 ^①	円	管理費 共益費 ^②	円	駐車場 ^③	円
	敷金または保証金	円	敷引または償却	円	その他 ^④	円
	利用保証商品	JIDトリオN		←利用保証商品を選択		その他の場合
	保証委託契約年数	1年	初回保証料率	毎月支払総額の50%	初回保証料金額	円
集送金手数料(税込)	440円	更新保証料率	毎月支払総額の%	更新保証料金額	10,000円	

※保証料金額(初回/更新)が最低保証料未満の場合は、お手数ですが規定の最低保証料をご記入ください。

【申込者様記入欄】

申込者	フリガナ		契約書にご捺印ください	業務内容		
	会社名					
	本社所在地	〒	電話番号			
	転居理由		年商	万円	従業員数	人
	入居中の場合はご回答ください。	<input type="checkbox"/> ※現時点で家賃の未納はありません。	設立	西暦	年	月

連絡希望先	フリガナ		
	担当者名		
	勤務地	〒	
		電話番号	

会社代表者	フリガナ		自宅電話					
	お名前		携帯電話					
	ご住所	〒	生年月日	西暦	年	月	日	(歳)
			性別					

入居者	フリガナ		携帯電話					
	お名前	〒	生年月日	西暦	年	月	日	(歳)
			性別		続柄			
	フリガナ		携帯電話					
お名前	〒	生年月日	西暦	年	月	日	(歳)	
		性別		続柄				

代理店	代理店コード	27A - M7091AOP	電話番号	06-6241-8300	担当者氏名
	代理店名	日清紡都市開発(株)大阪支店	FAX番号	06-6241-8301	
			携帯電話		
	JIDへの連絡事項				

※代理店情報(代理店コード、代理店名等)を必ずご記入ください。

FAXを送る際は記入漏れがないかご確認の上、03-5620-2910(審査部門)までFAXください。

リビングサポート保険 入居者補償制度のご案内

リビングサポート保険

この保険は、賃貸住宅にお住まいの方専用の生活用財産(家財)を保険の対象とした火災保険で、ご自身の生活用財産(家財)の損害に加え、大家さんや第三者への賠償責任の損害を補償します。

- 給排水管修理費用補償特約
- ドアロック交換費用補償特約
- 加害事故法律相談費用補償特約
- 借家人賠償責任総合補償特約
- 修理費用保険金総合補償特約
- 引越中の事故補償対象外特約
- 総括契約に関する特約

家財の補償 損害保険金

火災・落雷・爆発・破裂・盗難・給排水設備や他の戸室で生じた事故による水濡れなどで、家財に生じた損害。さらに、住宅内での偶然な事故を補償します。

※貴金属等は1個または1組ごと30万円限度となります。

<p>① 火災</p>	<p>⑥ 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ</p>	<p>④ 水災</p> <p>※保険の対象の再調達価額の30%以上の損害、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った時。</p>
<p>② 落雷</p>	<p>⑦ 騒擾、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為</p>	<p>⑩ ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚損等) (自己負担額3万円)</p>
<p>③ 破裂・爆発</p>	<p>⑧ 盗難</p> <p>(下記の通貨・預貯金証書等については盗難の場合のみお支払対象となります。) ●通貨・小切手・切手・印紙(1事故1世帯ごとに20万円限度) ●預貯金証書・キャッシュカード・デビットカード(1事故1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度) ●乗車券等(乗車船券、航空券、宿泊券、観光券、旅行券)ただし定期券は除きます。(1事故1世帯ごとに5万円限度)</p>	
<p>④ 風災・雹災・雪災</p> <p>※住宅の外側の部分(窓など)が風災・雹(ひょう)災・雪災で直接破損した結果、家財に損害が生じた場合に限り。</p>		
<p>⑤ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突</p>		

リビングサポート保険は、“新価実損払い”です!!

再調達価額基準で実損払い

リビングサポート保険は、「再調達価額」基準で実損払い(保険金額を限度として、実際の損害額をお支払いすること)です。実際の損害にも保険金で同等の家財を再購入できます。(貴金属等は市場流通価額基準となります。)

事故にともなう諸費用もお支払いします。費用保険金

<p>◆修理費用保険金 (1事故1世帯ごとに100万円限度)</p> <p>偶然な事故で、借用住宅が損害を受け、賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合にお支払いします。ご注意:住宅に生じたすり傷等の単なる外観上の損傷で住宅の機能に直接影響のない損害等は保険金お支払いの対象となりません。(賃貸借契約に基づく原状回復費用を補償するものではありません。)(修理費用保険金総合補償特約をセットしております。)</p>	<p>◆残存物取片づけ費用保険金 (損害保険金の10%限度)</p> <p>①～⑩(通貨・預貯金証書等の盗難を除きます。)(の)事故で、残存物の片づけや清掃に要した費用をお支払いします。</p>	<p>◆地震火災費用保険金 (保険金額の5%。1事故1世帯ごとに300万円限度)</p> <p>地震・噴火・津波による火災で保険の対象を収容する住宅が半焼以上、または保険の対象が全焼した場合にお支払いします。</p>
<p>◆臨時費用保険金 (損害保険金の30%。1事故1世帯ごとに100万円限度)</p> <p>①～⑦の事故によって臨時に生じる費用をお支払いします。</p>	<p>◆失火見舞費用保険金 (1被災世帯50万円×被災世帯数の総額。1事故につき保険金額の20%限度)</p> <p>①、③の事故で第三者の所有物に損害を与えた場合の見舞金等の費用をお支払いします。(煙損害、臭気付着損害のみは除きます。)</p>	<p>◆損害防止費用</p> <p>①～③の事故で消火活動によって生じる消火薬剤等の再取得費用、損傷した物の修理費用などの実費をお支払いします。</p>

充実した補償のセットでさらに安心。

※補償内容につきましては「リビングサポート保険の概要」をご覧ください。

<p>個人賠償 (お支払い事故例)</p> <p>洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。</p>	<p>借家人賠償 (お支払い事故例)</p> <p>火災を起こし、家主さんに賠償しなければならなくなった。</p>	<p>修理費用 (お支払い事故例)</p> <p>台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、自己の費用で修理した。</p>
---	--	---

リビングサポート保険の概要	
保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
<p>①火災</p> <p>②落雷</p> <p>③破裂・爆発</p> <p>④台風・竜巻・暴風等の風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹(ひょう)災、雪災(融雪洪水、除雪作業による事故等を除きます。) ※住宅の外側の部分(窓など)が風災・雹(ひょう)災・雪災によって破損し、その破損部分から住宅の内部に吹き込んだために生じた損害に限り。</p> <p>⑤住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊、接触等</p> <p>⑥給排水設備の事故、他の戸室で生じた事故による漏水などの水濡れ</p> <p>⑦騒擾(じょう)等の集団行為、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為</p> <p>⑧盗難(盗難による損傷、汚損を含みます。) ※保険の対象が屋外にある間に生じた盗難は除きます。 ※預貯金証書、キャッシュカード、デビットカードの場合は、実際に口座より現金が引き出された場合、小切手の場合は支払金融機関による支払がなされた場合のみお支払い対象となります。通貨・預貯金証書等については、保険の対象には含まれませんが、盗難の場合のみ、お支払い対象となります。</p> <p>⑨火災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等) ※次のいずれかに該当する場合に限り。 ・損害額が、保険の対象の再調達価額の30%以上の場合 ・保険の対象を収容する住宅が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合</p> <p>⑩①～⑨以外のその他不測かつ突発的な事故</p>	<p>●実際の損害額(再調達価額ベース) 家財の二契約金額(二契約金額が再調達価額を超える場合は再調達価額とします。)(が限度(⑩の場合も同様とします。)) 再調達価額・同等の物を新たに購入するのに必要な金額 ※保険の対象が書画、墨玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品の場合、市場流通価額基準による。⑩の場合も同様とします。 ・損害による価値の低下は、損害の額に含めません。 ・1個または1組の損害額が市場流通価額基準で30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。 【通貨・小切手・切手・印紙】 1回の事故につき1世帯ごとに20万円限度。 ※盗難の場合のみお支払い対象となります。 【預貯金証書・キャッシュカード・デビットカード】 1回の事故につき1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度。 ※盗難の場合のみお支払い対象となります。 【乗車券等】 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券は除きます。)、宿泊券、観光券、旅行券。 1回の事故につき1世帯ごとに5万円限度。 ※盗難の場合のみお支払い対象となります。</p>
<p>損害保険金</p>	<p>●実際の損害額(再調達価額ベース) ※3万円の自己負担額があります。</p> <p>●偶然な事故で、借用住宅が損害を受け、修理した場合。(実費) 1事故1世帯ごとに支払限度額100万円。自己負担額なし。</p> <p>●①～⑦の事故で損害保険金支払いの対象となる場合。(損害保険金の30%) 1事故1世帯ごとに100万円限度。</p>
<p>費用保険金</p> <p>修理費用保険金総合補償特約 修理費用保険金 臨時費用保険金 残存物取片づけ費用保険金 失火見舞費用保険金</p>	<p>●①～⑧(通貨・預貯金証書等の盗難を除きます。)(⑨、⑩)の事故で損害保険金支払いの対象となる場合。(実費) 損害保険金の10%限度。</p> <p>●①、③の事故で損害保険金支払いの対象となる場合で、第三者の所有物に損害が生じたとき。(1被災世帯50万円×被災世帯数の総額)1事故につき保険金額の20%限度。</p> <p>●保険金額の5%。 1事故1世帯ごとに300万円限度。</p> <p>●実費。消火活動のための消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用や再取得費用、消火活動のための緊急人件費や器材費など。</p> <p>●損害賠償金:被保険者が損害賠償請求権に対して支払すべき治療費、入院費、慰謝料、休業補償、修理費等。(判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。)</p> <p>●争訴費用:損害賠償の解決について被保険者が引受保険会社からの書面による承認を得て支出した訴訟・裁判費用および示談交渉に要した費用。</p> <p>●損害防止費用:被保険者が損害の発生または拡大の防止のために必要な措置を講じる際に支出した必要または有益と認められる費用。</p> <p>●緊急措置費用:被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用。</p> <p>●協力費用:被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用。</p> <p>●権利保全費用:被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合で、その権利の保全または行使について必要な手続きをとるために要した費用。</p>
<p>特約</p> <p>給排水管修理費用補償特約 給排水管の凍結や目詰まりによる水濡れ損害の場合</p> <p>ドアロック交換費用補償特約(日本国内のみ) ドアのかぎを盗難された場合</p> <p>加害事故法律相談費用補償特約(日本国内のみ) 個人賠償責任発生の際の相談について</p> <p>修理費用保険金総合補償特約</p> <p>借家人賠償責任総合補償特約</p>	<p>●ドアロック交換費用(実費) 1盗難3万円限度。</p> <p>●法律相談料(実費) 1相談1万円。1事故5万円限度(引受保険会社の同意を得たのみ)。自己負担額なし。</p> <p>●「修理費用保険金」項目のとおり</p> <p>●「借家人賠償責任」項目のとおり</p>

このお部屋には以下の補償がセットされています

補償内容	保険金額(支払限度額)
家財の損害	99.5万円
個人賠償(自己負担額なし)	1事故2,000万円限度
借家人賠償(自己負担額なし)	1事故2,000万円限度
修理費用保険金(自己負担額なし)	1事故・1世帯100万円限度

※この保険を不要とお申し出いただいた場合でも、月額会費・月額保証料等は変わりません。

補償の重複について

被保険者またはそのご家族の方がご契約された他の保険契約等と、この賠償責任・修理費用補償(個人賠償責任、借家人賠償責任、修理費用補償)と重複の補償をお付けになっている場合、支払保険金の限度額は、各保険契約等で補償される保険金額・支払限度額を合算した金額となります。

〈ご注意〉

- この保険は、日清紡都市開発株式会社 が保険契約者、ジェイアイ傷害火災保険株式会社が引受保険会社となり、日清紡都市開発株式会社の管理物件入居者を被保険者としており、入居者は無料で補償されます。もし、この保険が不要な場合は、お申し出頂き、ご自身でご加入した保険証券等の写しを弊社まで必ずご提出ください。
- この保険には、地震保険が含まれておりません。地震保険や別途ご希望の希望の場合や、この商品の補償内容・保険金額等がおお客様の意向に沿わない場合はお申し出ください。
- 次の場合にはご連絡ください。
 - ご利用になる戸内室に持ちこた家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約を締結した場合には、必ず取扱代理店にご連絡ください。
 - 本制度で補償される損害が生じた場合は、ただちに取扱代理店にご通知のうえ、その後の処理についてご相談ください。
※事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
※保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
 - 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前にお取扱代理店を通して、引受保険会社に連絡してください。引受保険会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

事故や補償に関するお問い合わせ先

(取扱代理店) (引受保険会社)

日清紡都市開発株式会社

TEL 03-3354-6521

ジェイアイ傷害火災保険株式会社
〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトウンスクエア オフィスタワー X 16階
J2022a-344(A)CG 202302